平成２２年（フ）第６０８号
静岡県牧之原市菅ケ谷3284番地２
破産者　菅沼　桂司
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４２号
静岡県焼津市大住311番地　Ｕ．Ｌ　ＹＡＩ　ＺＵⅡ101号
破産者　野澤　正美
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６５号
静岡県伊豆の国市南條1575番地の４、前住所静岡県伊豆の国市宗光寺708番地の９
破産者　秋津　博明
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４６６号
静岡県伊豆の国市南條1575番地の４、前住所静岡県伊豆の国市宗光寺708番地の９
破産者　秋津　千晶
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
滋賀県米原市枝折131番地１　Ｅｘｃｅｌハイツ壱番館202号、開始決定時の住所滋賀県米原市樋口150番地37
破産者　古川　一行
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１６２７号
京都市東山区大和大路通三条下る２丁目新五軒町192番地
破産者　藤居　利信
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
京都市山科区北花山中道町84番地３
破産者　寺崎　大吉
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
神戸市西区糀台３丁目35番地の87、旧住所堺市南区岩室41番地７
破産者　東端　啓之
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住14棟302号
破産者　須方　宏一
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１１２６号
広島市西区草津新町１丁目６番16―101号　Ｂ棟
破産者　西本　浩司
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５号
香川県高松市香川町浅野348番地87
破産者　久野　記義
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４号
大分県豊後大野市大野町屋原235番地
破産者　衛藤　　誠
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第８号
山形県酒田市山居町２丁目４番７号
破産者　有限会社こいかわ酒店
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１７１２号
埼玉県鴻巣市宮地３丁目１番48号
破産者　新東邦レース株式会社
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７０１号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目８番11号パークハビオ水天宮前702号室、住民票上の住所京都府京都市中京区御池通河原町東入一之船入町537番地31　リベルタス御池706号
破産者　亡林正治相続財産
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６号
神奈川県横浜市中区本牧宮原６―３―508
破産者　大沼　光靖
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３３号
静岡市駿河区下島443番地の５
破産者　株式会社ますだ
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９６号
堺市西区山田１丁1250番地、商業登記簿上の本店所在地堺市中区深井清水町3919番地
破産者　株式会社島ノ江建設
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係